

# 事業系一般廃棄物の減量施策について

## 目標：平成29年度排出量から5%減量(476トン)

### 減量における課題

#### 1 分別の推進及び適正処理の徹底

搬入されるごみには、資源化できる古紙や廃プラスチック類の混入があるため、分別や適正処理を推進する必要があります。

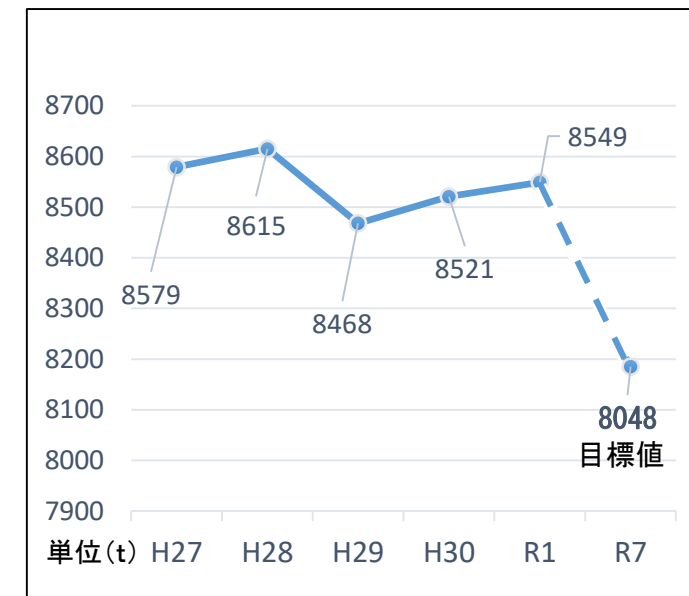
#### 2 事業者ごとの個別対応の継続実施

事業系ごみは、業種、業態、事業規模によりごみの品目や排出量が異なるため、統一した減量施策で一律の効果を得ることが難しいため、事業者個々の実態に合った指導や減量方法の提案を行う必要があります。

### 取組み方針

- 1 資源化施策の調査研究（他自治体の取組み内容の調査、県や収集運搬業者との連携強化）
- 2 排出事業者個々の特性に応じた指導、提案
- 3 排出事業者に対する継続性をもったきめ細かな対応
- 4 収集運搬業者に対する資源化推進の依頼及び適正処理の指導
- 5 事業者が自主的に資源化や適正処理に取組みやすくするための行政の支援

事業系一般廃棄物処理量の推移と目標値



### 取組み内容

内容	これまでの取組み(実績)	今後の取組み
訪問調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者への立入調査の実施</li> <li>・産業廃棄物の不適正処理の是正のため県との合同での立入調査の実施（27t/月の減量）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全事業者への訪問調査によるごみの排出状況の把握</li> <li>・事業系一般廃棄物の年間総排出量から5%削減の呼びかけ</li> </ul>
資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨芥類の資源化の推進のため、排出事業者と収集業者との連携により、スーパーから排出される厨芥類をバイオマス施設へ搬入（40t/月の減量）</li> <li>・排出事業者や収集運搬業者に対し、シュレッダーした紙くずや紙箱の資源化の推進を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査における資源化の推進の呼びかけ</li> <li>・訪問調査結果に基づく資源物の収集ルート構築</li> </ul>
展開検査の実施 (搬入ごみの確認)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだのクリーンセンターに搬入される事業系ごみについて、資源物や排出禁止物などの混入の有無の確認</li> <li>・資源物や排出禁止物などを確認した際の収集運搬許可業者や排出事業者に対する指導の実施</li> </ul>	
収集業者への依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減量説明会の実施</li> <li>・分別収集の徹底</li> <li>・資源化ルートの確保の依頼</li> <li>・排出事業者との打ち合わせの実施</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者団体への説明会の実施 (秦野市商店会連合会、秦野市西商店会連合会、秦野飲食店組合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定制度の創設 減量や分別の取組みが特に優れており、他事業者の模範となる事業所の認定制度の創設</li> <li>・秦野商工会議所との連携の強化</li> </ul>

市内全事業者(3,238事業所)を対象とした訪問調査の実施(令和2年9月~)

調査による依頼内容(全業種)

- ・分別状況の確認
- ・ごみ処理方法の確認
- ・資源化の提案

業種別に減量方法を提案

飲食店

- ・小盛メニューの提供
- ・食べ切りの推奨
- ・食材の使い切り

小売店

- ・マイバッグ利用の推奨
- ・過剰包装の抑制
- ・詰替え可能な製品の推奨

事務所

- ・ペーパーレス化の推進
- ・リサイクルの推進

多量排出事業者(60事業所)

- ・月平均2トン以上の事業者
- ・条例に基づき計画書等の提出義務あり

小規模事業者(3,178事業所)

- ・月平均2トン未満の事業者
- ・適正な排出方法を知らない事業者もあり、適正処理の周知が必要

事業所ごとの実態に合った減量の取組みの実践

市民の利用

- ・エコバッグ、マイボトルの活用
- ・ハーフメニューの利用
- ・簡易包装の利用
- ・使い切れる量の購入

認定制度の創設

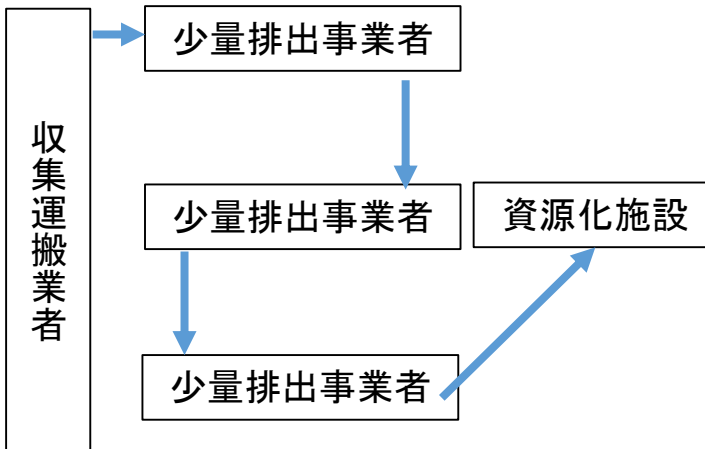
減量や分別の取組みが特に優れており、他事業者の模範となる事業所を**分別・リサイクル優良事業所**として認定し、市民や他事業者に周知することで、減量の取組みの拡大を図ります。

訪問調査後の取組み

資源化施設までの収集ルート構築による資源化の促進

小規模の事業所から排出される資源物の中には、排出量が少ないため、収集コストの問題から、他の可燃性のごみと一緒に回収され、焼却処理されている資源物があります。

訪問調査により、事業所ごとの資源物の品目や排出量を把握することで、複数の事業所から排出される資源物を、1台の収集車で回収できる収集ルートを構築し、排出者と収集業者のそれぞれにメリットのある資源化を推進します。



ごみ処理手数料と資源化経費の乖離の改善

令和元年7月12日告示「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」に基づき、食品リサイクルの促進を踏まえた手数料の設定について検討する必要があるため、ごみ処理手数料について、秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携し、乖離のない手数料の検討を行います。

●秦野市伊勢原市環境衛生組合のごみ処理手数料  
22円/kg

●食品リサイクルに係る処理費  
約25円~45円/kg